

いよいよ、年の瀬も押してきました。官公庁は明日仕事納めです。昔は、御用納めとか言っていました。最後の日は来客もあまりいないのでのんびりした感じでした。そして年始には、振袖を着た女性職員（社員）の姿が年始の風物詩としてテレビで流れたりして、何となく華やかな雰囲気になりました。最近仕事納めぎりぎりまで、そして年始は仕事始め当日から普通に忙しく仕事するのが当たり前になっています。当たり前と言えそうですが、厳しい時代となりました。

ところで、あの振袖姿で出勤した女性、どう考えても当日仕事する気なしです。それを職場も世間も許していたんですね。いい時代だったのかそれともいい加減だったのか。どちらがどうだというつもりはないですが、少なくとも、昔は今よりずいぶんのんびりしていたのだなと思うこの頃です。本年最後の促進員情報です。本年もお世話になりました。皆様、良いお年をお迎えください。（中山）

## 目次

1 労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います(厚生労働省)  
～改正省令を令和6年4月1日に施行予定～

2 不安や悩みを抱える方への年末年始の相談について(厚生労働省)

3 関連情報

1 労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います(厚生労働省)  
～改正省令を令和6年4月1日に施行予定～

厚生労働大臣は、今月22日に、労働政策審議会(会長 清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問)に対して、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

これを受け、同審議会労働条件分科会労災保険部会(部会長 守島 基博 学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授)で審議が行われ、本日、同審議会から、いずれも妥当であるとの答申がありました。

今回、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則を一部改正する省令案要綱については、事業主が支払う労災保険料算出に用いる労災保険率の改定などを主な内容としています。労災保険率は、業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、令和6年4月1日の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めます。

【省令案のポイント】(別添3参照)

(1) 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げます(4.5/1000 → 4.4/1000)。

全54業種中、引下げとなるのが17業種、引上げとなるのが3業種です。

(2) 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します。

全25区分中、引下げとなるのが5区分です。

(3) 請負による建設の事業に係る労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)を改定します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37107.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37107.html)

(参考)

○厚労省、労災保険料下げ 平均0.44%、来年4月から(時事コム)

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023122600720&g=soc>

○雇用保険料率引き上げへ、育休財源を0.5%に 当面据え置く条項も(Yahoo ニュース)

<https://news.yahoo.co.jp/articles/2c8304cd4f5f992f28ca327fb0289363c82f122a>

## 2 不安や悩みを抱える方への年末年始の相談について(厚生労働省)

厚生労働省は、年齢、性別を問わず、不安や悩みを抱える方へ自殺防止のための相談窓口を設置しています。

※相談窓口の情報は、厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」で分かりやすく紹介しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36751.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36751.html)

こちらの相談窓口につきましては、年末年始の間も、一部を除き電話やSNSによる相談対応を継続して行う予定です。

<不安や悩みを抱える方への相談窓口について(年末年始の対応)>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001181880.pdf>

### 3 関連情報

#### ●立替払いの状況(令和5年度大幅増加)

(労働者健康安全機構が行っている事業の一つに未払賃金立替払事業があります。令和4年度までの本事業についての実施状況が公表されていますが、令和5年度第2回社会復帰促進事業に関する検討会(令和5年12月6日開催)資料6に令和5年度上半期の実施状況について記載がありましたので紹介します。それによると前年同期比、企業数で179.4%(603→1082)、支給者数で224.1%(6105→13679)、立替払額で210.6%(2153→4534(百万円))と大幅に増加しています。令和5年度後半もこの勢いで増加していくと、コロナ前の水準(大体2000企業前後)を超える可能性もあると思われまます。)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001174532.pdf>

○令和4年度の未払賃金立替払事業の実施状況の詳細についてはこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34545.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34545.html)

(厚生労働省)

#### ●労働政策審議会建議「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」を公表します

厚生労働省の労働政策審議会(会長:清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問)は、本年9月から、同審議会の雇用環境・均等分科会(分科会長:奥宮 京子 弁護士)において、7回にわたり議論を重ねてきた結果、本日、厚生労働大臣に対し、仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について建議を行いましたので、公表します。

厚生労働省では、この建議の内容を踏まえて法律案要綱を作成し、労働政策審議会に諮問する予定です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00011.html)

#### ●令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36506.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36506.html)

(保険指導リソースガイド)

#### ●2024年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」見直しへ第25回 過労死等防止対策推進協議会より

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2023/012765.php>

#### ●第33回 日本産業衛生学会 全国協議会「多様化する社会と産業保健」レポート#1

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/article/2023/012723.php>

レポート#2

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/article/2023/012727.php>

●産業保健専門職育成現場レポート

(2)日本産業保健師会「新任期産業保健師養成研修」

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/article/2023/012709.php>

(産業精神衛生研究会)

●第64回産業精神衛生研究会のご案内

テーマ：産業精神保健 Update

主催：公益社団法人日本産業衛生学会 産業精神衛生研究会

協賛：北九州市，公益財団法人北九州観光コンベンション協会

後援：公益社団法人福岡県医師会

独立行政法人労働者健康安全機構 福岡産業保健総合支援センター

大会長：江口 尚（産業医科大学）

事務局：真船 浩介（産業医科大学）

会期：2024年1月27日（土）10：00～16：00

会場：産業医科大学 ラマツィーニホール

福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

参加費：3,000円

[http://jsoh-omh.umin.jp/64th\\_conf.html](http://jsoh-omh.umin.jp/64th_conf.html)

(人事労務マガジン)

【再掲】

「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」

オンラインで配信しています（視聴無料）

厚生労働省では、不妊治療の実態や、企業が不妊治療と仕事との両立支援制度を導入・運用するための具体的なノウハウなどを解説する研修会をオンラインで配信しています。

これまでキャリアを積んできた女性社員が、不妊治療と仕事との両立に悩んで離職してしまうことは、企業にとって大きな損失となります。

女性管理職を育成し、増加させる取り組みを進めるためにも、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題です。

また、不妊治療は女性社員だけでなく、男性社員も対象になります。

講義は、産婦人科医、産業医、社会保険労務士、当事者を支援する NPO 法人、行政といった専門分野の講師になります。

これから不妊治療と仕事との両立を支援する制度を導入しようとしている企業の皆さまはもちろん、すでに制度を導入し、より良い運用を検討している企業の皆さまにも参考にしていただける内容です。

人事労務担当者、産婦人科医、産業医、産業保健スタッフの皆さま、ぜひご視聴ください。

【研修の詳細、視聴申し込みはこちら】

<https://www.funin-ryoritsu.jp/>

【再掲】

「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10 月からオンラインと会場で全 55 回開催

健康的でやる気あふれる職場を実現しませんか？企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで 51 回、会場（東京、大阪）で 4 回の全 55 回（うち 3 回は「特別企画 業務効率化セミナー」）開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるものにご参加ください。

（現在、特設ウェブサイトにて参加者を募集中）

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

次回 1 月 18 日（木）が今年度の最後の開催となります。経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけるので、皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

2024 年 1 月 18 日（木）（全 55 回）

・午前開催の場合 9:30～12:00

・午後開催の場合 14:00～16:30

※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイトにてご案内しています。

【詳細解説テーマ例】

・過重労働に係る損害賠償事例

・過重労働とメンタルヘルス対策

- ・ 過重労働と労災認定
- ・ 過重労働とパワハラ防止対策
- ・ 過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

特設ウェブサイト 過重労働解消のためのセミナー

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

担当：川田代、磯谷

TEL：03-5283-1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5283-1032

E-mail: [kajyu-kaishou@zenkiren.com](mailto:kajyu-kaishou@zenkiren.com)

（東洋経済オンライン）

● 「メンタルヘルス検定」の受検者が16年で5倍に 「心を病む人」増加で管理職に推奨する企業も

<https://toyokeizai.net/articles/-/724414>

小野田 富貴子（両立支援担当）

fukiko-onoda@honbu.johas.go.jp

中山 篤（メンタルヘルス担当）

atsui78natsu@gmail.com

菅野 由喜子（メンタルヘルス担当）

yukikan28@gmail.com